

～市有地払い下げの手続きについて～

- ① 土木課において公用廃止の手続きが完了した後、以下の書類をご提出いただく必要があります。
1. 市有地譲渡申請書
実印での押印が必要。
 2. 委任状
申請者以外が手続きを行う場合必要。
 3. 印鑑登録証明書
実印での押印の確認用として必要。発行から 3 カ月以内のもの。
 4. 申請者の住民票
申請者の住所証明として必要、法務局における所有権移転登記の際にも必要となります。発行から 3 カ月以内のもの。
 5. 売払同意書
申請地と隣接している土地所有者全員の分が必要となります。認印での押印が必要。
 6. 当該地がわかる図面
 - I. 住宅地図（当該部分を朱書きすること）
 - II. 現況平面図
- ② ①の書類を各 1 部提出後、内部手続きを行います。手続き完了に 1 カ月程度かかります。
- ③ ②完了後、申請者に市から連絡します。引き続き売買契約の手続きを行います。詳しくは「売買契約の手続きについて」をご確認ください。
- ④ 売買契約締結が終了し、売買代金の納付を確認しましたら法務局へ所有権移転登記の手続きを市が行います。（嘱託登記）所有権移転登記の完了には、2 週間から 1 カ月程度かかります。
- ⑤ 登記が完了しましたら、「登記識別情報通知」を市から申請者に通知を送付し手続きが終了となります。